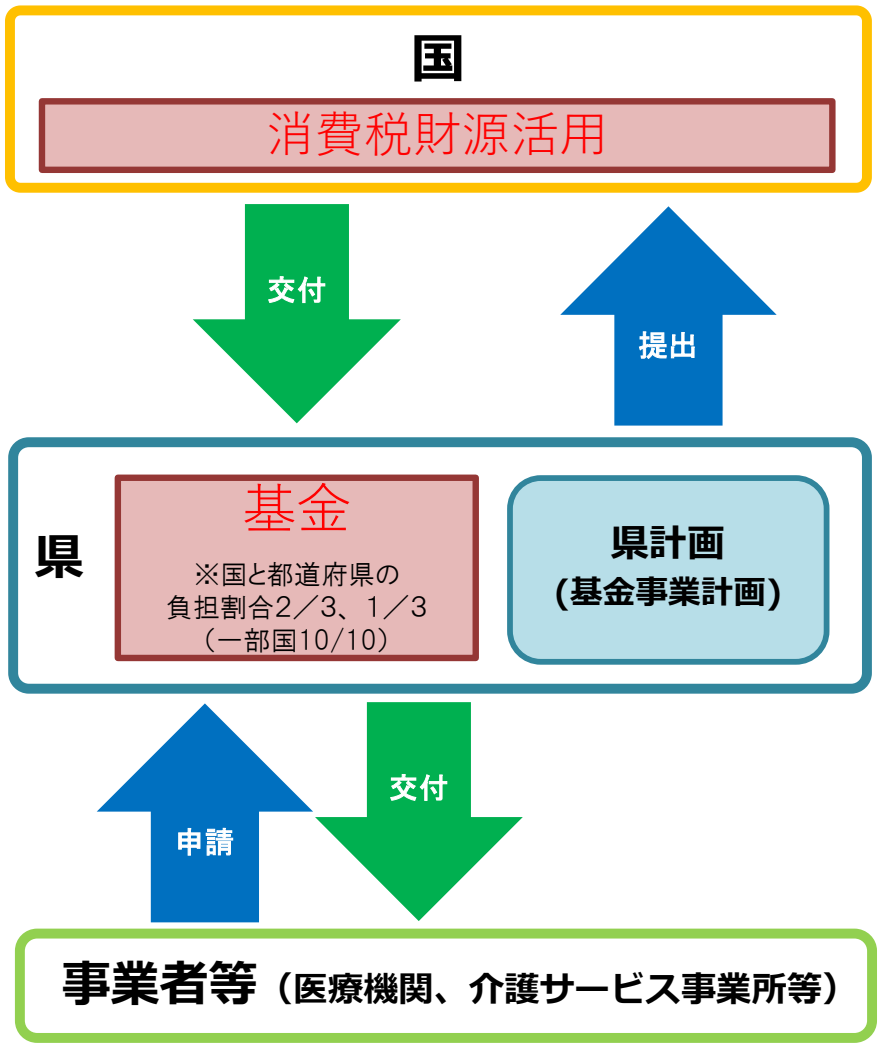
地域医療介護総合確保基金

○　地域医療介護総合確保基金は、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」のため、消費税の増収分の財源を活用した財政支援制度として都道府県が設置しているものです。
○　県では、地域医療介護総合確保基金を活用して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携、病床機能の再編支援、在宅医療の推進、医療従事者の確保、勤務医の労働時間短縮、介護施設等の整備、介護従事者の確保に関する事業等を実施しています。
○　この度、**令和８年度における基金事業のうち、医療分の追加募集**を行いますので、事業の実施を希望される方は、募集案内通知等を御覧の上、**令和８年１２月１１日（金）まで**に御応募ください。



地域医療介護総合確保基金の対象事業

【医療分】
1 - 1　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
1 - 2　地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
2　　居宅等における医療の提供に関する事業
3　　医療従事者の確保に関する事業
4　　勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
【介護分】
5　介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
6　介護従事者の確保に関する事業

令和８年度事業追加募集

・　今回募集する事業は、基金事業のうち、医療分に係る補助事業です。詳しい補助要件等については、募集案内通知等を御覧ください。

・　今回募集する事業について、検討用資料を添付していますので、事業実施の検討材料として御活用ください。

・　補助金交付要綱の補助要件に合致しない場合や予算の都合等により、御応募いただいても採択にならない場合があります。

・　ご不明な点は、「令和８年度事業メニュー（追加募集用）」の「８　担当者」あてお問合せください。

地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）の追加募集事業について

在宅医療等基盤整備事業

a

健康福祉課　医療・福祉連携推進室

○　在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る事業実施に必要な経費の一部を補助する。
①人材育成研修（専門研修）、②人材育成研修（多職種連携）、③普及啓発

【補助対象者】
県・郡市医師会、県・郡市歯科医師会、県・地域薬剤師会、県看護協会、病院、その他知事が特に認める者
【補助率】 3/4
【補助上限額】300千円
※事業数の上限はありませんが、予算の都合等により採択されない場合もあります。

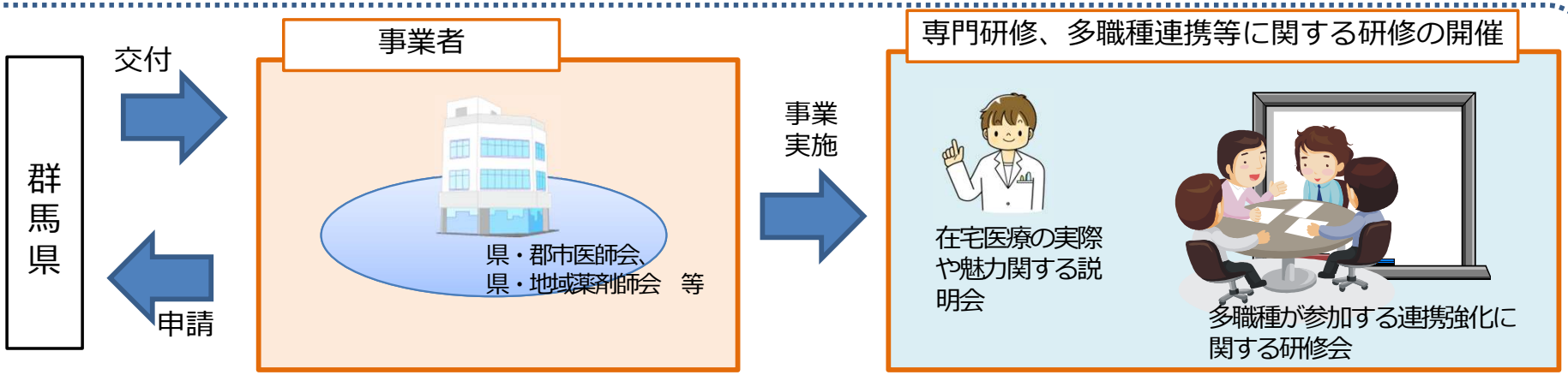
【補助内容】
1　給与費（常勤職員給与費、　非常勤職員給与費、法定福利費等）
2　報償費
3　旅費
4　需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）
5　役務費（通信運搬費、雑役務費）
6　使用料及び賃借料
7　委託料（前記１から６に掲げる経費に該当するもの）
8　その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費

【事業内容及び事業例】
①人材育成研修（専門研修）…在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る医療従事者向け研修（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）及び専門分野研修（認知症、がん等）
・かかりつけ医機能研修制度応用研修会
・在宅医療・介護における感染症対策研修会

②人材育成研修（多職種連携）…在宅医療における多職種又は医療・介護の連携促進に係る研修
・多職種連携のための高齢者歯科医療に関する研修会
・多職種協学交流ワークショップ

③普及啓発…県民等に対する在宅医療に関する普及啓発事業
・地域住民への誤燕性肺炎予防の普及啓発と地域連携強化に関する事業
・看取りのできる介護施設育成のためのプログラム　など

【事務フロー】



訪問看護防犯機器等導入経費補助事業

b

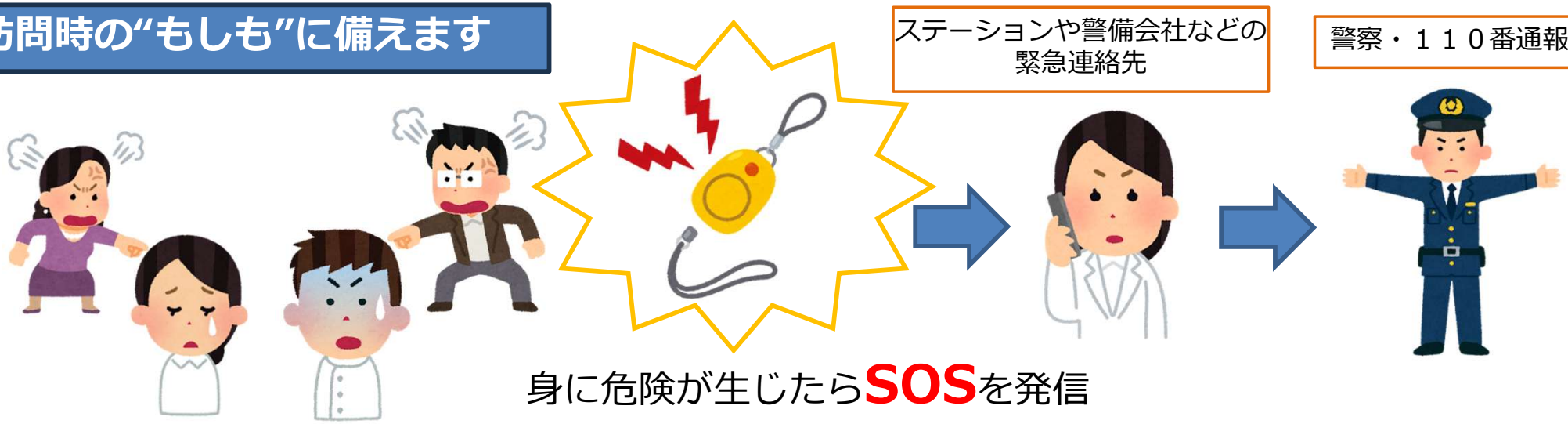
健康福祉課　医療・福祉連携推進室

○　訪問看護ステーションに対して、防犯機器等の導入経費を補助する。

【補助対象者】　訪問看護ステーション等
【 補 助 率 】　１／２
【補助基準額】　２６千円
【 補 助 内 容 】　訪問時に身の危険が生じた際に、外部へSOSを発信することができる機器の購入費
※セキュリティサービスの月額利用料金等のランニングコストは対象外となります

【事 業 内 容】
訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信するための防犯機器の購入費用を補助することにより、在宅の医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進し、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ります。

訪問時の“もしも”に備えます



訪問看護複数人訪問事業費補助

C

健康福祉課　医療・福祉連携推進室

○　訪問看護事業所に対して、複数人で訪問を行う場合に必要な人件費の一部を補助する。

【補助対象者】　訪問看護事業所
【 補 助 率 】　9／10
【補助基準額】　３千円
【 補 助 内 容 】　訪問看護事業者がサービス提供のために複数人で訪問を行う場合に必要な人件費
※１事業所あたり４８回／年間を上限とする
※ハラスメント対応として同行する者の職種は問わない
※対象は介護保険指定か医療保険指定かは問わず、すべての(介護予防)訪問看護事業所を対象とする

【事 業 内 容】

訪問看護におけるハラスメント対策を強化す るため、訪問看護事業者がサービス提供のため に複数人で訪問を行う場合、人件費の一部を補 助することにより、訪問看護サービス提供者の安全を図り、在宅医療を推進するとともに離職防止に繋げる。

訪問時の安全を確保します



複数人訪問によって**安全**を確保する。

